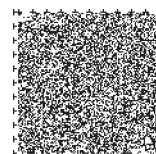
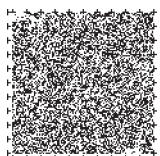


第5章 令和5年度の将来像





1 障害者数の推計

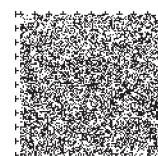
市の人口は減少傾向にあるものの、障害者（手帳所持者）数はおおむね増加傾向を示しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加などにより、障害者数は今後も増加すると予測されます。

第6期障害福祉計画期間の障害者数の推計は、次の表のとおりとなります。各障害の手帳所持者数は、令和5年度で合計2,700人（対人口比4.8%）になると見込まれます。

（単位：人）

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口 | 58,081 | 57,459 | 57,185 | 56,865 | 56,530 | 56,157 |
| 障害者手帳所持者数 | 2,523 | 2,539 | 2,582 | 2,625 | 2,664 | 2,700 |
| 身体障害者手帳所持者数 | 1,579 | 1,553 | 1,558 | 1,560 | 1,559 | 1,558 |
| 愛の手帳所持者数 | 434 | 454 | 467 | 479 | 492 | 502 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 510 | 532 | 557 | 586 | 613 | 640 |
| 対人口比率 | 4.3% | 4.4% | 4.5% | 4.6% | 4.7% | 4.8% |

※平成30年度及び令和元年度は実績値、令和2年度以降は推計値（各年度末現在）



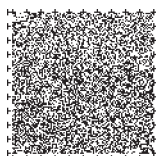
2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（国の指針）のポイント

障害福祉計画等は、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で、国の定める基本指針に即して定めるものとされています。

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標を設定することが適当であるとされています。

基本指針の主なポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 福祉施設から一般就労への移行等
- ③ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 相談支援体制の充実等
- ⑧ 障害者の社会参加を支える取組
- ⑨ 障害福祉サービス等の質の向上
- ⑩ 障害福祉人材の確保

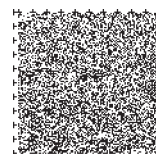


3 成果目標

国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえ、本市では障害者の地域における日常生活及び社会生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を次のとおり設定することとします。

(1) 障害福祉計画

| 成果目標 | 基本指針等に定める目標 | 数値目標 |
|--------------------------------|--|------|
| 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 令和元年度末時点における福祉施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。 | 3人 |
| | 令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減する。 | 1人減 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 保健、医療、福祉関係者による協議の場の活性化に向けて取り組む。 | — |
| 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を各圏域に1箇所以上整備する。 | 1箇所 |
| | 地域生活支援拠点等機能を充実させ、令和5年度末までに、年1回以上運用状況を検証、検討する。 | — |
| 障害者就労支援事業から一般就労への移行 | 障害者就労支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。 | 18人 |
| 福祉施設から一般就労への移行等 | 令和5年度に就労移行支援事業等から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。 | 15人 |
| | 令和5年度に就労移行支援事業から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上にする。 | 7人 |
| | 令和5年度に就労継続支援A型から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上にする。 | — |
| | 令和5年度に就労継続支援B型から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上にする。 | 8人 |
| | 令和5年度における就労移行支援事業等により一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業利用者を70%以上とする。 | 70% |
| | 令和5年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を70%以上とする。 | 70% |
| 相談支援体制の充実等 | 令和5年度末までに相談支援体制の充実等にむけた取組の実施体制を確保する。 | — |
| 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 令和5年度末までに障害福祉サービス等の向上を図るための取組に係る体制を構築する。 | — |



(2) 障害児福祉計画

| 成果目標 | 基本指針に定める目標 | 数値目標 |
|----------------|---|------|
| 障害児支援の提供体制の整備等 | 令和5年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上確保する。 | 1箇所 |
| | 令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 | — |
| | 令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上確保する。 | 1箇所 |
| | 令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する。 | 1箇所 |
| | 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設ける。 | — |
| | 令和5年度末までに医療的ケア児支援のためのコーディネーターを配置する。 | 1人 |

